

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号		
不利益処分の種類	指定介護療養型医療施設の業務運営の命令	根拠条項	第113条の2第3項		
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の2第1項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第41号）</p> <p>(3) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>				
対応 区分	処理 機関	交付 機関			目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課			